

令和6年第1回取手市議会定例会会議録（第6号）【未校正速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 3月21日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 3月21日午後 3時37分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	吉 田 文 彦		事務局 次長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	伊	藤	哲
総	務	長	鈴	木	文
政	策	長	齋	藤	嘉
財	政	長	田	中	英
福	祉	長	彦	坂	哲
健	康	長	渡	来	真
ま	ち	長	野	口	昇
建	設	長	前	野	拓
都	市	長	浅	野	和
会	計	者	石	塚	幸
人	事	長	軽	部	幸
人	事	参	山	下	拓

令和6年第1回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年3月21日（木）午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について（再議の件）

日程第3 議案第3号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第7号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第8号 取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第9号 取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第12号 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第14号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第16号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

議案第17号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第18号 市道路線の認定について

議案第19号 市道路線の変更について

議案第20号 市道路線の廃止について

日程第 6	議案第 2 3 号	令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）
日程第 7	議案第 2 4 号	令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 2 5 号	令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 6 号	令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 7 号	令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 8 号	令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 2 9 号	令和 6 年度取手市一般会計予算
日程第 9	議案第 3 0 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第 3 1 号	令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 3 2 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 3 3 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第 3 4 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 3 5 号	令和 6 年度取手市地方公平委員会特別会計予算
日程第 10	議案第 3 7 号	取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 3 8 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	同意案第 3 号	取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について
日程第 13	同意案第 4 号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第 14	意見書案 第 1 号	政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書について
日程第 15	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	

会議に付した事件

日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第54号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について（再議の件）
日程第3	議案第3号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第4号	取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第5号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第6号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第7号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第8号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第9号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第10号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第11号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第12号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第13号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第14号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第15号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
	議案第16号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
	議案第17号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第18号	市道路線の認定について
	議案第19号	市道路線の変更について
	議案第20号	市道路線の廃止について

日程第6	議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）
日程第7	議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第25号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第26号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
	議案第27号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第29号	令和6年度取手市一般会計予算
日程第9	議案第30号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第31号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第32号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第33号	令和6年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第34号	令和6年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第35号	令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第10	議案第37号	取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第38号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第1号）
日程第12	同意案第3号	取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について
日程第13	同意案第4号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
追加日程第1	同意案第5号	取手市副市長の選任に関する同意について
追加日程第2	同意案第6号	取手市副市長の選任に関する同意について
日程第14	意見書案第1号	政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書について
日程第15	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明はオンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより、本日の議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、諸般の報告を行います。3月6日付で、岡口すみえさんが創和会に所属となりましたので、ご承知願います。変更後の会派の構成は、会派名簿のとおりです。

日程第 2 議案第 54 号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について（再議の件）

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、議案第 54 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について（再議の件）を議題といたします。市長から再議に付した理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 議案第 54 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてに関し、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査委員の意見の聴取に係る手続を経ずに議決した旨、令和 6 年 3 月 18 日付で報告を受けました。取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づき同条例の改正に係る議決をしようとするときには、あらかじめ監査委員の意見を聴くことが義務づけられていることから、監査委員の意見の聴取に係る手続を行った上で議決いただきたく、再議に付するものであります。以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、説明が終わりました。

ここで、議長より申し上げます。議案第 54 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の

損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について（再議の件）は、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、3 月 18 日付で、本職から取手市監査委員に意見を求めました。これに対し、サイドボックスに登載した資料のとおり、3 月 18 日付で、取手市監査委員から「地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査委員の意見について」を受け取りましたので、御報告いたします。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 54 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから議案第 54 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

議案第 54 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

- 日程第3 議案第3号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第3、議案第3号から議案第6号まで及び議案第36号を一括議題といたします。

ここで議長より申し上げます。議案第3号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、3月18日付で本職から取手市監査委員に意見を求めました。これに対しサイドブック스에登載した資料のとおり、3月18日付で、取手市監査委員から「地方自治法第243条の2第2項の規定に基づく監査委員の意見について」を受け取りましたので、御報告いたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず初めに、議案第3号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月7日に議案審査を行いました。議会において地方自治法第243条の2第2項の規定による監査委員からの意見を求めています。その後、監査委員から意見を求め、3月18日に意見書が届きました。これを踏まえて、3月19日に再審査を行いました。審査した7日、19日ともに議案第3号に関しては質疑・討論はなく、全員賛成で可決いたしました。

続いて、議案第4号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、2名の委員から質疑がありました。保育所の嘱託医師6万5,000円、嘱託歯科医師6万円の増額はこういった経緯で改正に至ったのかとの質疑に対して、「平成17年度以降変更されていない。現在の職務内容や医師の報酬等を考慮して改正案を上程した」との答弁がありました。また、いじめ問題専門委員、再調査員について報酬額を整備するとは、報酬に見合わないほどの膨大な仕事量になっているという理解でよろしいのか、との質疑に対し、「調査に関しては膨大な資料を事前に読み込みがあったり、ヒアリング調査の事前打合せがあつて見えない作業が多くあるということも評価し、別建ての報酬設定をした」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案

第4号は可決されました。

続いて、議案第5号及び議案第6号は一括議題としました。議案第5号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、2名の委員から質疑がありました。医療的ケアを必要とする乳児が今後予定されているのかとの質疑に対して、「令和3年度に医療的ケア児とその家族の支援に関する法律というものが施行され、その関係で医療的ケア児の受入れというのを整備してまいりました。受入れの整備はしてまいりましたが、結果的に受入れに至りませんでした。受入れの整備の制度の改正が必要になりましたので、今回上程させていただいた」との答弁がありました。また、保育所でできる医療ケアというのはどういうことが想定されているのか、との質疑に対し、「当市では医療的ケア児の保育所入所に関するガイドラインを設けておまして、その中で医療行為として6つの項目を設けさせていただいていると。内容は医師の指示書があって初めて看護師ができるものになっている。中には特定医療行為という形で保育士のほうが訓練をしてできる行為もあるが、現段階では看護師がケアをするということで想定している」との答弁がありました。またある委員から、医療を要する状態ということで、看護師の方、保育士の方の理解も必要と思うが、その対応はどのようにされてきたのか、との質疑に対し、「保育士・看護師の受入れに対する不安、これが一番の懸念事項と考えており、当市においても先進地——実際受入れているところの視察を重ねたり、研修会を実施して公立の全保育所に、その内容についての説明会をしてまいりました」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、議案第6号は全員賛成で可決されました。

続いて、議案第36号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についても、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第36号は可決されました。以上、委員長の報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第3号から議案第6号まで及び議案第36号を採決いたします。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第3号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第4 | 議案第7号 | 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第8号 | 取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第9号 | 取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第10号 | 取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第11号 | 取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 |

援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第4、議案第7号から議案第11号までを一括議題といたします。付託案件について委員長の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第7号から議案第11号について、審査の結果と経過を報告します。まず、議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてです。ある委員から、介護保険基準の段階区分についての質疑があり、「今回国が9段階から13段階になったということで、国に合わせて13段階の設定にした」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第7号は可決しました。

次に、議案第8号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてです。2名の委員から質疑があり、ある委員から、議案改正によりケアマネジャーの一人当たりの取扱い件数が35件から44件、さらに事務員を配置することで49件まで増やせるようになったが、労務管理上、妥当なのかとの質疑に、「当市では平成30年度に指定居宅介護支援事業所について事務権限が移譲されたことを受け、市の条例を制定した。この市条例の基準は、国の示す基準の考え方を受け定めることとなる。よって、従業員数は国の示す基準をそのまま遵守する」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第8号は可決しました。

次に、議案第9号、取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、1名の委員から質疑があり、管理者の業務範囲の明確化は管理者に負担がかかり離職につながらないか、との質疑に、「管理者の労務管理は雇用する事業主が配慮いただくべきとの考えで、指定権者の市としては各事業所の検査の際に確認していく」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第9号は賛成多数で可決しました。

議案第10号、取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。2名の委員から質疑があり、ある委員から、身体拘束等に対しての適正化が図られたが基準はあるのか、との質疑に、「身体拘束について、緊急やむを得ない場合を除き行ってはならないという考えが統一され、市が指定権限とともに監督の権限があり、検査項目でこの点が重要視される」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第10号は賛成多数で可決しました。

議案第11号、取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、2名の委員から質疑があり、ある委員から、面接にテレビ電話装置

等を使用してもよいということになったが、市内でどの程度の事業所が対応できるか、との質疑に、「令和6年4月1日からの改正なので、今後、事業所の検査などの際に確認する」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第11号は賛成多数で可決しました。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。日程第4につきましては全て介護保険事業に関し、今回3年ごとの切替えと言いますか、改定・見直しが行われ、それに伴っての反対討論となります。まず、議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。まず、これまで取手市は所得段階を以前の9段階から14段階に分割して、より払いやすくと言いますか——進めてきました。今回、国に準拠して、何と減らして13段階にするとしている点。これには問題があると言わなければなりません。また、保険料については、基金を活用して、被保険者の約7割に当たる第1段階から第6段階で減額、また据置きしている点は歓迎するものではありませんが、第7段階から第13段階は増額——いわゆる値上げとする点、毎年年金が引下げられ、年金者の皆さんからも介護保険料が高くて負担が大きい、困っている、こういった声を私ども日本共産党は度々聞いております。その市民の声をこの場でお伝えし反対討論といたします。

続いて、議案第8号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてです。介護保険事業の要と言っていいと思います。ケアマネジャーが受け持つ人数で、これまで利用者の35件だったものを44件とし、さらに情報処理システムを利用し、かつ事務職員が配置されれば49件までよしとする、そういった点、これはまさに人材不足が問題となっている中での要となるケアマネジャー、むしろ逆に過重負担となることは否めません。また、利用者にとっては、高齢の方が多く、ゆっくり向き合うことが大切です。ましてや月1回必ず訪問するということがうたわれていたわけなんですけれども、これも人材不足を緩和するとして、1か月に1度ではなくてもいいから、こういう場合はこうしてと緩和策が明記されております。こういったことはむしろ逆で、国が国費を充てて処遇改善に充てるべきです。また、責任ある管理者を同一敷地内に置くとしていたものを、またこれも緩和策として改定している点、責任の所在がある——責任者である管理者、兼務を認めるということなんですけれども、これは問題につながるだろうと。やはり責任者は同一敷地内に置くべきだ、これが原則だと私たちは考えております。支援の取扱い方針で身体的拘束や利用者の行動を制限する行為を行ってはいけないなど明確化されたことは歓迎するものの、従事者の人材不足対策として利用者の訪問を緩和したり、テレビ電話等、よしとする点もありますけれども、設備投資など事業

所によっては負担につながる点も否めません。こうしたことから、議案第8号について反対をするものです。

議案第9号、さらに議案第10号、議案第11号に関しては、施設名が違うので、議案ごとに分けて提案されているわけなんですけれども、主に身体介護の——身体拘束等の適正化の推進の明確化であったり、先ほど申し上げたように管理者の兼務範囲の改定について問題が残っている点——いろいろ良い点、また問題があるだろうと思われる点、ちょっと複雑な条例改正案となっていると私どもは理解しているんですけれども、以上のようなことから、今回の介護保険制度の見直しについては反対せざるを得ないという立場から反対をするものです。以上で討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第7号から議案第11号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号、取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号、取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号、取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決で

す。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 11 号、取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 5 議案第 1 2 号 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 1 9 号 市道路線の変更について
- 議案第 2 0 号 市道路線の廃止について

○議長（岩澤 信君） 日程第 5、議案第 12 号から議案第 20 号までを一括議題といたします。付託案件について各委員長の報告を求めます。

まず、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第 12 号から議案第 14 号の審査の経過と結果を報告いたします。議案第 12 号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、議案第 12 号は採決の結果、全員賛成で可決しました。

議案第 13 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。質疑・討論はなく、議案第 13 号は採決の結果、全員賛成で可決しました。

議案第 14 号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、質

疑・討論はなく、議案第 14 号は採決の結果、全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 15 号から議案第 20 号までにつきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず、議案第 15 号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、議案第 15 号は全員賛成で可決しました。

次に、議案第 16 号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、質疑・討論はなく、議案第 16 号は全員賛成で可決しました。

次に、議案第 17 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、1 名の委員から質疑がありました。改正される手数料の内容などについての質疑があり、これに対し、「改正点の大項目の 3 点、1 点目に建築基準法の一部改正点、2 点目に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正点、3 点目に長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の金額改定について」の答弁がありました。また、消防施設の改正するタンク施設についての質疑があり、「本市に該当するタンク施設はない」との答弁がありました。討論はなく、議案第 17 号は全員賛成で可決しました。

次に、議案第 18 号、市道路線の認定について、質疑・討論はなく、議案第 18 号は全員賛成で可決しました。

次に、議案第 19 号、市道路線の変更について、1 名の委員から質疑がありました。路線変更される経緯などについての質疑があり、これに対し、「利根川の氾濫を予防するため、関東地方整備局による稲戸井調節池の整備・掘削事業が理由」との答弁がありました。1 名の委員から反対討論があり、議案第 19 号は賛成多数で可決しました。

最後に、議案第 20 号、市道路線の廃止について、1 名の委員から質疑がありました。路線廃止の経緯などについての質疑があり、これに対し、「議案第 19 号と関わっており、その説明、また本路線は道路としての形態を一部有していない点もあることから」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第 20 号は全員賛成で可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 日本共産党の本田和成でございます。私は、議案第 19 号、市道路線の変更について。戸頭の 1-2026 号線の変更について、反対討論をいたします。この道路は、地域の住民の方々のウォーキングのルートの一つとなっています。今回この道路が変更になりますと、この道路から利根川の土手に出ることができなくなってしまいます。

この道路が利根川の土手までつながらなくなると、西側の上にある新大利根橋を使うこととなりますので大きく迂回することとなります。また、この道路沿いは多くの自然が残っており、自然の中で健康的にウォーキングができる環境にあります。多くの車が通る——横を通る新大利根橋をウォーキングすることでは、ウォーキングの意義自体が変わってしまいます。今回のこの市道路線の変更というのは、稲戸井調節池、この掘削による変更となっておりますけども、稲戸井調節池はもともとは遊水池となっております。平成 21 年に供用が開始され、国土交通省の下、掘削が進んでおりますけども、まだまだ植物や小動物、野鳥が見られ、一年を通して猛禽類、こういったものも見る場所です。秋にはサシバの渡り、これ鷹のクルクル回る——回旋するやつなんですけど、これが見られる貴重な場所になっております。地域住民の方々は、こうした自然と触れ合いながら利根川の土手に出るルートでのウォーキングを楽しんでおります。掘削のため、この 1-2026 号線の一部路線、これが短くなる——廃止になるということですけども、この市道より東側の戸頭神社の南側から利根川の土手に続く道、ここの道路も稲戸井調整池——調節池内にあります、それにもかかわらずここは掘削されず残っております。なぜこの道と同じように、この 1-2026 号線ができないのか、これが非常に疑問に私は思っております。この道路は、地域の住民の方々が自然を楽しみながら意義のあるウォーキングのルートの一つになっており、取手市の魅力の一つであるこういった自然、これを守るためにも、地域住民の方々の健康と楽しみ、これを守るためにも、本市といたしましてもこの市道が残るように働きかけるべきだと私は思います。利根川の土手につながらなくなる本議案の戸頭の 1-2026 号線の変更には反対をいたしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対——賛成ですか。
遠山智恵子さん。

[23 番 遠山智恵子君登壇]

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは議案第 13 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。今回の条例改正は、国保加入者世帯に属する 18 歳以下全ての均等割 100%減免と、産前産後の期間における減免拡充をするものです。私ども日本共産党では、18 歳以下の子どもたちの国保税を無料にと、議会で繰り返し求めてまいりました。その内容が出ている条例改正案ですから、もう当然大賛成です。今、子育て支援施策の充実は全国的に強く求められ、その一つが国保税の 18 歳以下全ての子どもたちに均等割をゼロにすることでもあります。コロナ禍で失業し、今まだ影響は続き仕事が成り立たない、せめて収入のない子どもたちの国保税はゼロにしてほしいと、国保加入世帯の方から強く求められてきている内容でもあります。2021 年当時、国保基金は約 44 億円と言われ、基金活用で国保税の引下げをと、市民からの厳しい——強い意見も出され、引下げを求める請願も議会に提出されたという経緯があります。また 44 億円にも上る基金は、福祉厚生常任委員会の中でも学習会、また議論が繰り返され、子育て世代の——世帯の負担軽減や次世代育成支援の推進を図る観点から、昨年 12 月議会で、国民健康保険税の減免措置の拡大を求める決議案が全会一致

で可決したことは記憶に新しいところであり、併せて私ども日本共産党から同趣旨の議案提案も行ったところです。このような経過があった中での今回の条例の一部改正は、大いに歓迎するものです。

また、当時の福祉厚生常任委員会の中では、共産党が——共産党さんが繰り返し取り上げてきた国保税の問題では、ほかの議員としても、ほかの会派としても、そこは理解しているよと。また払いたくても払い切れない、この国保税、こういった発言が委員会の中では出されていたことに私は大変感動したものです。この取手市議会が国保税に関して一致できたというところでは大いに私ども評価しながら、今後も引き続き——まだまだ基金が残っているわけですから、一緒に学習し、また議論しながら改善を目指していきたいものと考えております。一方で取手市国保会計の過大に積立てられてきた基金は、単年度主義で運営されるべき財政の原則が長年にわたって守られてこなかった結果でもあります。取手で安心して子どもを産み育て、安心して子育てできるように、引き続き基金の活用で命と健康を守るという国民健康保険法の理念が生きる国保制度となることが市民の願いでもあり、この取手市議会の願いでもあると私は理解しております。以上、議案第13号の賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第12号から議案第20号までを採決いたします。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第12号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本

案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 15 号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 16 号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 17 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 18 号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 19 号、市道路線の変更について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 20 号、市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 23 号 令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 6、議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。付託案件について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）の所管事項について、当委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。3名の委員から質疑がありました。初めに、マイナポイント申込み及びマイナンバーカード交付申請支援事業の当初の見込額と人数は、との質疑に対し、「令和 5 年度予算の当初見込は、委託料として 694 万 8,000 円、それと補正予算として計上した委託料 1,305 万 3,000 円を合計した 2,000 万 1,000 円が当初の見込額となります。また想定している人数は、1 万 6,854 件を想定しておりました」との答弁がありました。また実際に使用された人数は、との質疑に対し、「1 万 1,580 件になります」との答弁がありました。また、ある議員から、防災・減災——失礼しました、ある委員から、また防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 7,720 万円は、学校設備整備事業に計上されているがその内訳は、との質疑に対し、「学校のバリアフリー化が国土強靱化の対象になり、内訳といたしまして、高井小学校が 550 万円、戸頭小学校が 1,670 万円、藤代南中学校が 5,500 万円」との答弁がありました。また、白山小学校の工事について第 3 期工事とあるが具体的な工事内容は、との質疑に対し、「既存の校舎 2 棟の長寿命化工事、さらに水道設備・電気設備といったライフライン、トイレなどの衛生設備も更新する予定である」との答弁がありました。討論はなく、議案第 23 号（所管事項）は全員賛成で可決されました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）所管事項について、審査の経過と結果を報告いたします。1名の委員から質疑通告がありました。生活保護に要する経費で医療扶助が増額補正されている経緯についての質疑に対し、「生活保護受給世帯が年々増加傾向にあり、医療扶助の不足が見込まれたため増額補正をしました」との答弁がありました。また、予防接種に要する経費で、予防接種委託料減額の質疑に対し、「風疹抗体検査と予防接種の対象者の減少、HPVワクチン接種数の伸び悩みでの減額補正」との答弁がありました。討論はなく、議案第 23 号、当委員会所管事項は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

[建設経済常任委員長 海東一弘君登壇]

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）、建設経済常任委員会所管事項につきましてご報告申し上げます。2 名の委員から質疑がありました。ある委員から、産業活動支援についての受付、固定資産税等の質疑があり、これに対する減額補正の内容についてなど答弁がありました。また、木造住宅の耐震についての質疑に対し、減額内容や耐震化率、アンケート実施についての答弁がありました。定住化促進住宅政策の減額内容やシニア住替えの質疑があり、本市の状況や活用している補助金の内容、シニア住替え制度に関する説明や利用状況などの答弁がありました。また、ある委員からは、災害関連における廃棄物の仮置場、発生量の見込みと実数に関わる質疑がありました。これに対し、「国等から教示された処分単価などを基に見込額を算出したが、大幅に廃棄物の数量が少なかったため不用額が生じ、また仮置場のほうは運営側より見積りを頂戴し見込んだ金額である」との答弁がありました。討論はなく、議案第 23 号、当委員会所管事項は全員賛成で可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対——賛成ですか。

入江洋一君。

[21 番 入江洋一君登壇]

○21 番（入江洋一君） 会派みらい・維新・国民の会の入江洋一です。議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）について、賛成の立場から討論させていただきます。私からは、今回の補正予算に計上されている学校施設整備事業について触れたいと思います。まず、私の母校である白山小学校長寿命化改良事業についてです。白山小学校の校舎は老朽化が進行しており、安全面での対策が急務となっております。長寿命化改良工事を行うことで、建物の強度を上げ、震災等有事の際にも児童の安全が確保されるものと評価しておりますので、引き続き事業の推進が図られることを期待しております。次に、高井小学校増築事業についてです。高井小学校の学区内であるゆめみ野地区では、これまでに行ってきた移住・定住推進施策の効果もあり、子育て世代を中心とした人口の増加が図られています。大変喜ばしいことではございますが、児童数の増加などから教室数の不足が懸念されているところでもございます。今回増築工事を行うことにより、児童数が急増している環境下においても伸び伸びできる教育環境を提供できるものと考えております。最後に、戸頭小学校と藤代南中学校で行われるバリアフリー化事業についてです。バリアフリー化の必要性はますます高まっておりますが、今回エレベーターやバリアフリートイレの設置、段差の箇所へのスロープの設置を行うことにより、誰もが支障なく学校生活を送れる環境形成が図られるものと評価しております。以上、学校施設整備事業について触れさせていただきましたが、先日策定されたとりで未来創造プラン 2024 では、「未来をつくる世代を育むまちづくり」が基本方針として掲げられています。いずれの事

業も、これからの未来をつくる児童生徒に安全安心な学校生活を提供するために必要な事業であると評価し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。賛成討論。

古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 公明党の古谷貴子と申します。私もこの議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）を賛成の立場から討論をさせていただきます。今、入江議員のほうからもありましたように、各小中学校の整備事業はとても大切な事業と考えます。特に私の母校でもあります白山小学校は、もう本当に老朽化しておりまして、先日も卒業式に参加をさせていただきましたが、現在子どもたちはとても不便な生活をしているようですけれども、これからの未来にわたっての本当に大切な事業だと考えております。また、高井小におきましても人口増加、それから戸頭小学校のバリアフリー化、そして藤代南中のバリアフリー化事業ということで、とても大切な事業と考えます。全ての子どもが平等に学べる場を整備する、そしてつくとともに教育の場である学校の整備事業については何よりも大切な事業と考えます。未来を見据えてのこの事業は本当に大切な事業と考え、賛成の討論をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第23号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第7 議案第24号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）
議案第25号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第26号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第27号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第28号 令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩澤 信君） 日程第7、議案第24号から議案第28号までを一括議題といたします。

付託案件について各委員長の報告を求めます。

まず、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第25号から議案第27号についての審査の経過と結果を報告します。議案第25号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑・討論はなく、議案第25号は全員賛成で可決しました。

議案第26号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、質疑・討論はなく、議案第26号は全員賛成で可決しました。

最後に、議案第27号、令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑・討論はなく、議案第27号は全員賛成で可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 議案第24号及び議案第28号につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、議案第24号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）について、1名の委員から質疑がありました。2月15日の臨時会に提出された契約案件の内容か確認する質疑があり、これに対し、「工事（その6）の完了払い分、11月に発注した車道造成の構築工事、その後の完了払い分も一部含まれている」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第24号は賛成多数で可決しました。

議案第28号、令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）について、1名の委員から質疑がありました。前期11月2日から4日まで後期1月28日から30日までの車券販売収入の減額要因の質疑があり、これに対し、「20億円の見込みが17億円弱の売上げになり、これは開催時期の関係などに要因がある」という内容の答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第28号は賛成多数で可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第 24 号から議案第 28 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。各議員に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 24 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 4 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 25 号、令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 26 号、令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 27 号、令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 28 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 29 号 令和 6 年度取手市一般会計予算

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、議案第 29 号、令和 6 年度取手市一般会計予算についてを議題といたします。付託案件について、委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算審査特別委員長、佐藤隆治君。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 佐藤隆治君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（佐藤隆治君） 一般会計予算・決算審査特別委員会の佐藤です。一般会計予算・決算特別委員会での審査の経過と結果について御報告をさせていただきます。一般会計予算・決算特別委員会は3月12日、13日、18日の3日間にわたり、私を含め10名の委員のメンバーで、議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算、当初予算の規模は428億4,000万円、前年度と比較して19億3,000万円の増、過去最大の予算規模について慎重な審査を行いました。9名の委員から148項目について質疑通告がありました。また、事前に会派別での資料請求は11点、審査においてはそのことを有効に御参照していただき、質疑が行われました。委員会の様子は全て市議会ユーチューブで配信されており、録画で視聴すること——録画になっており視聴することも可能であります。また議会の皆様には、事務局の御協力により、即日で会議録がサイドブックに掲載されておりますので、皆さんは既に御確認していただいているものと思っております。主な質疑のみ御報告いたしますので、詳細については会議録を御確認ください。

まず、歳入について。軽自動車税、交通安全対策特別交付金、市民税、法人税、固定資産税、分担金及び負担金、使用料及び手数料の予算算出の根拠や昨年度との差異、今後の見通しについての質疑がありました。その中で、法人市民税については法人ランクごとの状況についての質疑があり、「9号法人から2号法人については法人件数はほとんど変化がなく、1号法人については97社の増となっており、内訳としては建設業において一人親方から法人化するケースが増加している。インターネットを扱うIT系の会社の増加が傾向として見られる」との答弁がありました。

次に、歳出について。広報発行に要する経費について、以前から政策情報紙「葉（ひこばえ）」との違いについての質疑があり、「これまで発行してきた政策情報紙は年3回定期的に発行し、市政協力員の皆様の御協力で配布しておりましたが、これまでの議会においての御意見や市政協力員の皆様の配布の負担軽減を考慮し、可能な限り広報とりでの紙面の範囲内での対応を基本とし、年1回での予算の計上をしました」との答弁がありました。

次に、個人番号（マイナンバー）事務に要する経費について、マイナンバーの未取得者の人数とサポート体制についての質疑があり、「未取得者の人数は2万6,133人、市役所に出向くことができない高齢者、高齢者施設への入居者、御自身での申請書類の作成等ができない方等が多いと考えている。健康保険証はマイナンバーカードと一体化になり、現行の保険証は令和6年12月2日に廃止予定。廃止後の1年間は経過措置として現行の保険証を使用することができる。将来的にはマイナンバーが健康保険証という形になりますので、病院・通院等で支障が出るおそれがある。マイナンバーをお持ちでないとコンビニで住民票がとか、印鑑証明書の取得をすることはできない。運転免許証をお持ちでない高齢者が——の方がマイナンバーを取得することで顔写真つきの身分証明書を提示することが可能になる。また3月1日から開始した戸籍の広域サービスとかサービスを受けることができ、令和6年度はマイナンバーカードのオンライン窓口、こちらは今年から始めてい

るが、来年度も引き続き、市民課、藤代総合窓口課に設置しまして申請のサポートを行っております。高齢者施設に入居されている方に対しては、週1回こちらに訪問して申請サポートをする計画でいる」との答弁がありました。

次に、消防施設の整備に要する経費について、災害対応ドローン整備についての質疑があり、「機種選定には災害対応ドローンを導入している消防本部の総務の意見や情報を基に集約し、機体の走行性能や強度性、送信機電送関係、カメラの映像性能やバッテリーの駆動時間など、性能・機能面において他社の製品を超越しているD J I社製のドローンを選定した。配備台数は1台、昨年6月の双葉の内水害が大きく影響している。当時は無線や携帯電話による口頭での情報伝達をしておりましたが、正確な情報・災害情報を得るまでには時間を要した。導入後も定期的に操縦者の訓練を継続してまいりたい」との答弁がありました。

次に、公的病院運営の補助金について、J Aとりで総合医療センターと取手北相馬保健医療センターの医師会病院、この2つの病院につきましては、災害医療、小児医療、あともしくは感染症医療などに関して重要な役割を担っていただいておりますが、今回議会からの御指摘を踏まえて、令和6年度における診療報酬と介護報酬の同時改定の内容も勘案しまして、補助対象の機能を担うべき機能の明確化と、あと補助対象経費が見える化ということで考えている。基本的な視点に沿って補助金の要綱の改正を行い、現在実施しているところがございます。その中でも特に申請書類の中での収支予算書というものがございしますが、小児医療と緊急医療との、あともしくは感染医療との形の項目を新設しまして、補助金の明確化というものを図ることといたしました。そうした中での補助金交付要綱の明確化というものを図りながら今回、公的病院の運営補助金と至ったものを計上した」とのお話がありました——答弁がありました。

次に、こども計画策定に要する経費について。こども計画策定に関する通信運搬費の内訳、インターネット等でアンケートを実施する予定はないのか、また事業の内容についての質疑があり、「アンケートによる意識調査実施に関わる郵便料金は検討されていたが、現在のところ通知によるアンケート調査を実施予定にしております。また、委託費については、意識調査内容の策定、さらには意識調査結果の集計分析や人口推計業務等における人件費・印刷費・交通費などになります。また策定計画のスケジュールについては、現在のところ、令和6年のなるべく早い時期に委託契約を締結し、市内の小中学校と保護者や15歳から39歳の範囲から無作為抽出して意識調査に必要な作業を着手いたします。その後夏から秋にかけては、意識調査結果を基に、庁内で連携する部署も含めまして調整を行います。それと並行して子どもから意見を直接聴取する機会といたしましては、子ども会議なども開催を予定しております。現段階ではアンケート結果の分析、その後の庁内調整、さらには意見聴取の機会をどのようにするかなど、委託業者や庁内関係部署との調整が必要になって——必要な事項が多いことから変動する要素が多く、明確なスケジュールをお示しすることはできませんが、可能な限り迅速に作業を進め、年度内には児童福祉審議会へ諮問することまで予定しております。委託先の選定はまだ検討段階中で、計画策定に向けて審議会等を立ち上げる予定については、取手市では取手市児童福祉審議会設

置条例の第3条第1項の2におきまして、子ども・子育て支援に関する施策の総合的なかつ計画的な推進に必要な事項に関わる調査審議となりますので、この審議会の中で慎重に協議をしてみたい」との答弁がありました。

小中学校コンピューター整備に要する経費、また中学校コンピューター整備に要する経費については、他県では児童たちが使っているコンピューターに関して、かなりの故障が出ているとも聞いております。取手市におきましては、不具合等、また故障している等が発生しているかとの質疑に、「他市の事例は報道で把握しています。こういった場合においては、多分端末設計ですとか構造上に何らかの問題があったのではないかと考えている。当市で導入した機種におきましてはそのような状況ではございません。数字のほうを申し上げますと、現在我々が使ってるタブレットのほうは3年間自然故障に対する補償がついているものでございます。自然故障の補償対応としたものが3年間で131件ございました。また、GIGA（ギガ）タブレットを何年使用予定か、という御質問ですが、「更新に当たりましては補助金のほうも予定しておりますが、それ以外にも多額の一般財源が必要になるため、ここ数年使って更新しますと言える段階には今のところではございません。引き続き補助金の動向を注視しつつ、子どもたちの学習端末の使用に支障がない時期での更新を検討してみたい」との答弁がありました。

木造住宅耐震事業に要する経費については、能登半島地震の影響もあり市民の関心も高くなっていると思っておりますけれども、耐震化について市民からの問合せが来ているのでしょうか、という質疑に対し、「1月1日の能登半島地震以来、窓口・電話での耐震化に対する問合せが増えております。1月1日以降の耐震化に関する問合せは26件になっております」。また、今までに木造住宅耐震事業を行った実績についての質疑に対し、「平成17年より行ってございまして、延べ546件無料耐震診断を行っております。木造住宅耐震補強補助事業については、平成21年から耐震設計補助、耐震改修工事補助という形で始まりまして、令和3年から耐震改修設計を伴う耐震改修工事に対しては、補助限度額100万円と額を大幅に増額し現在の形になってございまして、令和3年度は1棟募集のところ実績はありません。令和4年度は2棟募集のところ2棟実施、令和5年度は2棟募集のところ1棟実施しております」。高齢者にとってやはり負担は大きく、木造住宅の耐震化というのはなかなか進まないと思っておりますけれども、市の耐震化率の目標があればお伺いいたします。「市の耐震化目標といたしましては、耐震化率95%を目標にしている」との答弁がありました。

次に、小堀の渡し運航に要する経費についての質疑があり、「小堀の渡しは毎週水曜日と年末年始の12月29日から1月3日を除き毎日運航しております。令和4年度は台風などの大風や利根川の増水により運航できなかった日を除き297日運航しております。一日当たりの乗船者は約14人となります。このように春や秋、土日祝日など、子ども連れの御家族が高齢者まで多く乗船いただき楽しんでいただいているところです」との答弁がありました。1日当たり14人というのは、こちらは市の目標数値に達しているのでしょうか、という質疑に対し、「この14人という乗船者数は、平日または冬・夏、雨の日など天候のよくない日全てを含めた運航日で計算したものになります。小堀の渡しは季節によ

り乗船者数に大きな変動ありまして、春からゴールデンウイーク、また秋の気候のよい時期は乗船者数が多くなりますが、6月の梅雨どきや7月から9月の暑い季節、また12月は乗船者数がかなり少なくなる傾向があります。熱中症警戒アラートを発出される日々も増えております。これらの季節においては、乗船者を増やしていくのが難しい状況と感じているところもございます。しかし、乗船・運航する船はキャビンもございませぬため、ぬれずに乗船できることができ、エアコンもついており快適に乗船することができますので、気軽にすがすがしい利根川の船旅を楽しめる——船旅を楽しめる渡し船であることを一層PRしていければと考えている」との答弁がありました。どのようなPRをしていくのか、ということで、「1点目に、市の広報紙であります広報とりでのPRでございませぬが、外出しやすい季節となりますゴールデンウイーク前の4月頃に小堀の渡しの記事を書いてPRを図っております。令和5年には4月15日号の1面に大きく掲載しましたし、市のホームページに「とりでMOVIE」として公開しております「空から見た取手 小堀の渡し」の二元コードを掲載しまして紹介させていただきました。またこれ以外の動画で、取手市のPR大使さくらまやさんが出演する取手市観光PR動画「さくらまやのほどよく絶妙！とりでめぐり」なども取り上げるなど、魅力とりで発信課とも連携をしながらPRに努めているところです。2点目に、チラシでの市内外へのPRでございませぬ。市の公民館や図書館、公共施設のほかに、取手駅やホテルや近隣の道の駅、自治体の公共施設などにチラシを置いていただき、6月には銀座にある茨城のアンテナショップ「イバラキセンス」で実施しました取手市の特産品フェアでの配布や、10月16日から20日にかけてJR東日本さんが実施しました「駅からハイキング」取手駅の発着コースの配布物の中に、小堀の渡しのチラシを同封いたしましてPRを図りました。実際、「駅からハイキング」に参加された方は、このチラシを見て小堀の渡しに乗船された方もいらっしゃいます。後日、乗船に来られた方もいらっしゃったのではないかと思います。今後も小堀の渡しが乗船者を増やすような、引き続きの様々なPR方法で取り組んでいきたいと考えております」との答弁がありました。そのような質疑がありました。そして総括質疑については、この委員会の質疑としては質疑を取り上げることなく、会派代表者による総括質疑ということで、創和会と日本共産党の2つから総括質疑がありました。創和会は子育て支援政策について、日本共産党は放課後子どもクラブ運営についてです。討論と採決に入り、反対討論が1名、賛成討論が1名からあり、採決の結果、原案可決で、議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算は可決となりました。以上、御報告いたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませぬか。反対討論の方。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうから反対討論をした

と思います。議案第 29 号、令和 6 年度一般会計予算についての反対討論です。現在、経済対策の失政により日本経済は成長が止まり、さらに引き続く異次元の金融緩和対策の低金利の影響による極端な円安も相まって物価高騰は止まらず、物価が上がっても、一部の企業を除き、それに見合うだけの賃金上昇はいまだ起きておりません。それにより市民の暮らしは大変厳しく、深刻な状況にあります。こうした下で令和 6 年度予算案の規模は過去最大の 428 億 4,000 万円となっています。昨年、4 つの基本項目が 6 つの基本項目となり、そして新たな総合計画の基本計画、とりで未来創造プラン 2024 の初年度に当たることから、市政全般に関わる重大——重点施策などが打ち出されておりますが、市民の暮らしなど切実な願いに応えたものになっているとは言いかねます。取手市の経済状況を見ましても、大手企業の業績回復はあるものの、市内商店街など中小企業の経営回復には至っておらず、取手中小企業・小規模企業振興基本条例が生かされているのでしょうか。子育て環境の整備では、放課後子どもクラブの問題、また県内外多くの自治体が今や学校給食費の無償化や軽減策に乗り出している中、県内一高い給食費を、保護者に重い負担を押しつけたまま新年度予算でも応えておりません。また、高齢化が進む中、免許返納などから特に高齢者の生活に重要な移動手段である地域公共交通は喫緊の課題です。空白地域をつくって 10 年になり、同じ納税している市民に対し無策を続けている問題もあります。また、能登半島での深刻な災害が発生し、このところ地震の多発など災害対策の見直しが求められる中、災害に強いまちづくりをどう進めるのか、いつ起きても不思議でない震度 7 クラスの地震への備えも重要な課題として求められておりますが、これも今までと変わっておりません。今、食料を他国に頼る日本の未来はさらに危険なものになりつつあります。農業政策の拡充、食料自給率の向上はとても重要で、待ったなしです。取手市の農業の活性化、農業で暮らせる政策を、また危機的状況である取手市の農政の大転換が求められておりますが、国の農政方針に追従する方向性を変えず、市独自の対策は不十分です。所得が低い若い世代への対策として、市営住宅の建て替えや UR・民間アパートとの協議も進んでいない住宅政策に変わりがありません。新年度予算には、白山小の長寿命化改良事業や高井小の校舎増築事業、また、障害者基幹相談支援センターなど新規の事業もあり、また医療的ケア児の保育施設入所受入れが明確化されたことなど一定の評価はできるものの、予算全体として見たとき、るる申し上げたように、市民の願いに十分応えているものになっていないと考えて、令和 6 年度一般会計予算案について反対といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。賛成討論の方。

長塚美雪さん。

〔1 番 長塚美雪君登壇〕

○1 番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。議案第 29 号、令和 6 年度取手市一般会計予算について、賛成の立場より討論させていただきます。令和 6 年度予算は、中村市長が誕生し初めての予算編成となりました。また、とりで未来創造プラン 2024 がスタートする節目の年でもあります。それらを踏まえ、本市が選ばれるまち、住み続けるほど好きになる街としていくための予算であるかという視点で審議をさせていただきました。私と

しては、出産・子育て・教育環境の充実したまちづくりこそが、取手市に住み続けたい、新たに住みたいと感じていただくために必要であり、喫緊の課題である少子高齢化の一助になると考えております。具体的な取組を一部事業について述べますと、まず新たに予算計上されているこども計画策定です。こどもまんなか社会を実現するため、今後のこども施策のマスタープランとなる計画となります。来月新設するこども政策室により推進し、策定に当たっては、小学生・中学生・その保護者や若者のアンケートを行うとのことで、子どもならではの目線、若者や子育て世代のリアルな声が反映されるものと大きく期待をしております。また、担当課が全庁的にまたがることから、切れ目のない支援を届けるためにも、新設されるこども政策室を司令塔として、事業計画を着実に進めていただきたいと思います。

次に、子育て環境の充実の観点からは、保育施設入所の手続等オンライン化事業です。本市としてもデジタル化を強く推進していく中で、保育施設入所等の手続等のオンライン化は、保護者の来庁時間や申請書類等作成にかかる時間的負担の軽減になるだけでなく、子育てと仕事、家事との両立の中で、子どもと向き合う時間が少しでも増える一助になるものと期待をしております。また、教育環境の充実の観点では、令和4年度から開始された環境プログラムも、次年度はさらに範囲を拡大して実施が予定されております。サステナブルな未来をつくる知恵や価値観を育む探求型環境教育を推進することで、環境問題を自分事として捉えるだけでなく、自ら学び、自ら考える力を育て、そしてそれらは子どもたちが未来を切り開く大きな力になるものと期待しております。こういった様々な事業を推進し本市の未来を担う子どもたちを育むことが、本市の未来そのものを育てていくことだと思います。一部の事業についてのみ述べましたが、全体を通して見ても、本予算は市民ニーズに寄り添い、子育て環境が充実し、選ばれるまち、住み続けるほど好きになる街を目指したものと感じております。予算規模は過去最大ですが、執行部の思いも過去最大であると評価し、議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算に賛成いたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対討論の方——賛成討論の方。

杉山尊宣君。

〔5番 杉山尊宣君登壇〕

○5番（杉山尊宣君） 創和会、杉山尊宣です。私も議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。令和6年度取手市一般会計予算については、予算審査特別委員会で3日間にわたる集中審議が行われました。私も委員として参加をさせていただき、限られた時間の中ではありましたが、佐藤委員長の下、効率的な予算審査ができました。さて、次世代を担う若年層の方々に取手市に住み続けていただくためには、地域経済の活性化を図り、新たな雇用やにぎわいを創出することが不可欠であり、ソフト・ハード両面での環境整備が必要であると考えます。私からはその点について、どのように予算に反映されているのかという観点から述べさせていただきます。まずソフト面では、創業支援を拡充し、社長塾が開催されると聞いております。取手市で活躍される経営者を招き、起業を考えている方が、経営のノウハウや心構えを学ぶ機会を提供するという

ものです。起業家が抱える様々な不安や悩みに対する解決の糸口であったり、起業家同士の情報交換の場としても評価をしております。今後も起業家タウン取手として、起業家がチャレンジできる環境づくりを図っていただき、地域活性化につなげていただくことを期待しております。

次にハード面では、桑原周辺地区において、大型商業施設の誘致を核とした土地区画整理事業の検討が地権者や事業協力者とともに進められております。新たな雇用やにぎわいの創出とあわせて、若年層が魅力を感じるまちづくりが実現する事業であり、進捗を期待しております。以上、一部の事業についてのみ触れましたが、その他の事業についても、とりで利根川大花火において打ち上げ花火を増発するなど、地域経済の活性化やにぎわいの創出に関し効果的な予算編成がなされているものとして、令和6年度一般会計予算に対する私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対討論の方——賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。様々なデータが示すように、いよいよ日本全体が人口減少のフェーズに入りました。ますます自治体間での生産年齢人口の取り合いが熾烈になっていくでしょう。選ばれるまちとして取手市が生き残っていくための大事な令和6年度であり、その予算について期待を込めて賛成討論いたします。何といたっても子育てしやすいまちづくりの方針をしっかりと打ち出し、予算配分したことを評価いたします。それぞれの事業の中では全て二重丸というわけにはいきませんが、とにかく行政が一丸となり、こどもまんなか社会の実現につながると思っております。この1年しっかりと動向を確認させていただきたいと思っております。駅前再開発についても、やっと方向性が見えてきたことを評価いたします。公共施設整備を進める上では、市民に向けてどのように取手市としてのビジョンを説明し理解していただき、その上で市民と一緒に作り上げていく、その過程を注視してまいりたいと思っております。公共施設整備も同様です。地域公共交通計画策定業務委託料として、約1,500万円計上されております。一度策定するとすぐに変更することが難しい公共交通計画だと思っております。だからこそ、これまでも何度か実施されていると思っておりますが、地域に出かけ、市民との対話を重ね、その上で市の方針を確立していただきたいと思っております。環境問題に対しても、引き続き着実に一步一步進んでいただきたいと思っております。また、勘兵エ堀排水路をはじめとする双葉地区周辺の排水路堤防のかさ上げ工事負担金1,000万円については、福岡堰土地改良区としっかりと協議しながら進める必要があります。1点、取手市の農地をどう守っていくかが大きな課題として残っていますが、私も引き続き調査研究を進めてまいりたいと思っております。以上のことから、令和6年度取手市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対討論——賛成討論の方。

久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。令和6年度は、とりで未来創造プラン2024が始まる年となり、中村市長が就任され、いよいよ「住み続けるほど好きになる街をつくる」という思いを実現させていく市政運営に向かっていくこととなります。今回、一般会計決算・予算審査特別委員会の一員として審査を進める中で、何点か取り上げさせていただきます。最初に、重点施策の一つである子育てしやすいまちづくりについてです。2023年の出生数は8年連続の減少、過去最少となりました。進展する少子化に歯止めをかけることが急務で、政府は30年代に入るまでの6年から7年が、少子化傾向を反転できるかのチャンスとして取組を開始しています。取手市においても、この4月に新たにこども政策室が設置されます。こども施策を総合的に推進するために、子どもとその保護者、若者からのアンケートや意見聴取が行われる予定ですが、ぜひ政策立案に反映し、子育てしやすい環境づくりの推進を期待いたします。また、魅力ある都市空間づくりについてですが、町の顔である取手駅西口に、このたび図書館を核とした複合公共施設の方針が発表になりました。キャッチコピーのとおり、みんなの居場所として、居心地のよい何度でも訪れたい取手市として、取手駅周辺の活性化、にぎわいの創出につながります。昨年6月に双葉地区において大規模な水害が発生し、様々な課題が浮き彫りになりました。災害時に災害情報を確実に伝える防災ラジオの推進、土のうの代用となる止水板の導入など、今後いつ起こってもおかしくない災害時への備えを強化し、市民が安心して暮らせるよう、さらなる取組をお願いいたします。最後に、デジタル化の推進についてです。今やデジタル機器は、私たちの生活に欠かせないツールです。市では、情報管理課内にデジタル化推進室を設置し、デジタル機器に不慣れな高齢者への支援、障害福祉課に音声認識文字表示ディスプレイの設置、保育所施設入所手続のオンライン化、市役所窓口でキャッシュレス決済の利用開始など、AIやICTを活用し市民サービスの向上、業務の効率化を推進しています。今後も誰一人取り残さないデジタル化の推進をお願いいたします。以上、一部の事業について取り上げました。安全安心な市民生活を維持し、活力あるまち取手市を目指すことを期待して賛成といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対討論の方——賛成討論。

海東一弘君。

〔7番 海東一弘君登壇〕

○7番（海東一弘君） 創和会の海東でございます。議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算につきまして、賛成討論をさせていただきたいと思っております。このたびの予算・決算審査特別委員会におきましては、3日間にわたる慎重な審議、佐藤委員長はじめ委員の皆様、大変お疲れさまでした。議員の改選後、新体制で臨む初めての予算審査となりましたが、私も委員として参加させていただき、様々な視点からの問題提起や質疑がなされ、大変有意義な議論が交わされたと感じております。さて委員会の冒頭、中村市長の御挨拶にもございましたが、令和6年度はとりで未来創造プラン2024の初年度に当たり、さらなる発展を目指す取手市にとって節目の年となります。今後も取手市が自治体として持続していくために、私は、取手市がこれから担う若い世代からも選ばれるまちであることが

重要だと考えています。令和6年度当初予算では、重点事業の一つとして、こども計画策定事業が予算化されています。これからを担う子どもたち、そして子育て世代の声を反映したこども計画が策定されることは、子どもたちの健やかな成長と子育て世代が安心して暮らしていけるまちづくりにもつながり、市が掲げる住み続けるほど好きになる街の実現にも寄与する事業であると考え、高く評価したいと思っております。また、このほかにも市内公立小中学校に算数セット・彫刻刀を配備する保護者の負担軽減事業や、今後結婚を考え若者の新生活にかかる経済的な支援を行う結婚新生活支援事業など、未来を担う若者を支援する新しい試みが数多く予算化されています。限られた財源という中におきましても、行財政運営の継続性に配慮され、かつ未来の取手市のさらなる発展を目指した予算編成であることを高く評価したいと考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 日程第9
- 議案第30号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
 - 議案第31号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第32号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第33号 令和6年度取手市介護保険特別会計予算
 - 議案第34号 令和6年度取手市競輪事業特別会計予算
 - 議案第35号 令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算

○議長（岩澤 信君） 日程第9、議案第30号から議案第35号までを一括議題といたし

ます。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました、議案第35号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算について、当委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。質疑・討論はなく、全員賛成で議案第35号は可決いたしました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第31号から議案第33号の審査の経過と結果を報告いたします。議案第31号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、2名の委員から質疑がありました。ある委員から、特定健康診査等事業に要する経費で健診受診率についての質疑に、「受診率が上がらない原因に定員数を予約制にしたこと、40歳から65歳までの健康に対する啓発が考えられる。今後の取組として健診の日数を増やす、土日祝日や夜間の健診を増やし、健診しやすい環境整備を行う」との答弁がありました。討論はなく、議案第31号は賛成多数で可決しました。

議案第32号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてです。質疑はなく、1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第32号は可決しました。

議案第33号、令和6年度取手市介護保険特別会計予算について、2名の委員から質疑がありました。ある委員から、有償・無償のボランティアにより提供される住民主体の支援として、訪問型サービスと通所型サービスを合わせて5団体に補助金が交付されているが、参加団体を増やすための取組はされているのか、との質疑に、「各地域の自主活動の団体の把握や補助金等の紹介・立ち上げの支援などを行い、団体を増やす取組をしている」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第33号は賛成多数で可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） それでは、建設経済常任委員会に付託されました議案第30号及び議案第34号につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず、議案第30号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、2名の委員から質疑がありました。ある委員から、事業費が214億円から5億円増額について、その詳細についてなどの質疑があり、これに対し、「中断移転補償やA街区造成工事、バスシェルターの工事の一部が予算に反映されている」との答弁があり、またそれらの内容説明がありました。また、西部地区造成工事についての質疑に対し、「ウェルネスプラザ第2駐車場移転工事」との答弁があり、A街区造成工事の中の擁壁工事への質疑に対し、「高低差を抑えるための工事擁壁工事——道路擁壁工事」との答弁があり、そのほかにも道路改築や築造の質疑、その質疑に対する答弁、取手駅北地区建築物整備事業に関し、1

億円の支出についての質疑に対し、「国と市が支出する補助金の一部」との答弁がありました。また、再開発ビルに関する質疑がありました。再開発ビルを進めるに当たって、地権者の考えを十分に把握して、市民の声・要望を細かく聞くべきではないか、という質疑に対して、「今後市民説明会を開催、公聴会も予定している。市民の皆様には周知をさせていく。また、その中に入る公共施設については、市ホームページにも掲載していて、広報とりでも内容を掲載していく予定になっている。今後、基本計画を策定することを検討していて、市民アンケートなどを実施し、市民の皆様の意見を吸い上げ、それを計画に反映させていくことを考えている。また、市民の皆様のニーズの把握ということに関し、今年1月にアンケートも実施している。地権者様の主体の事業であるとともに市の事業にもなることから、今後も市民の皆様の意見を幅広くいただき進めていきたい」という内容の答弁がありました。また、ある委員からは、擁壁工事、A街区造成に関わる内容の質疑、事業や費用等を効果・効率的に推し進めるべきではないか、という内容を問う質疑があり、これに対し、工事内容や予算計上についての説明、様々な協議を重ねた上での施行という内容の答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第30号は賛成多数により可決しました。

最後に、議案第34号、令和6年度取手市競輪事業特別会計予算について、1名の委員から質疑がありました。次年度の見込額についての質疑について、「開催日程やインターネット売上げ、様々な要因などを勘案し見込んだ金額」という内容の答弁がありました。また、競輪事業自体を問う質疑があり、これに対し、「本市において貴重な財源を生み出し、競輪場は様々な催し物などにも利活用されている。事業運営することにより、選手やファン、地域住民の皆様にも還元し、貴重な施設である」という内容の答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、議案第34号は賛成多数で可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。議案第30号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算、反対討論いたします。令和6年度予算総額は、13億6,873万8,000円です。そのうち、整備完了間近の駅北地区区画整理事業に要する経費は、令和5年3月補正の繰越を含め9億5,823万9,000円です。新たな土地区画整理事業費5億円の増額も含めた内容となっています。本来ならば、区画整理事業の整備は令和6年3月31日で終了、交通広場の供用開始と説明してきました。しかし、6月まで交通広場の供用開始が遅れ、アトレ前のバスシェルター仕上げは令和6年度内、全て整備終了はあと1年の延期となる予定です。このような税金投入が続けられる駅前交通広場の整備は認められる

ものではありません。事業費の縮減に努力すべきです。駅北土地区画整理事業は事業計画の見直しを重ね、32年間経過し、総事業費は153億円から219億円まで膨らみ続けてきました。143%の事業費膨張となります。その結果、西口駅前開発に一極集中の税金投入は、福祉や道路など基盤整備などの予算を圧迫し、市民生活に大きな影響を及ぼしてきました。これまで私たちは繰り返し、過大な税金投入はやめて、区画整理事業の早期終結をと、繰り返し指摘してまいりました。また、これまで再開発事業について私たちは、地権者の皆さんの土地は地権者に委ね、再開発事業から撤退すること。もし仮に、市民ニーズに基づいた公共施設導入に当たっては、駅前のビルの空きフロアを活用すべきではないかと提案してきました。しかし、去る2月29日の全員協議会での説明で、総事業費143億円、地上25階建てマンションと非住宅棟の計画が示されました。公共公益施設として、駅前図書館と市民交流施設4,000平米から4,500平米を床取得し、取手市負担45億円、ランニングコスト年1.5から2億円にもなる想定事業費を明らかにしました。また、今回の予算の中で、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費として、1億990万円が計上されています。この内容は、取手駅西口A街区再開発事業への国と取手市の補助金38億円の一部と説明されていますが、まだ都市計画決定もされていない中、問題です。再開発事業は、デベロッパーの意図とするもの、一部地権者の意見、そして取手市が促進し、国・取手市の税金投入によってこの再開発が成り立っていることは明らかです。A街区の地権者は、これまで20人と説明されてきましたが、今回示されている再開発事業への参加は僅か地権者8人です。公共の福祉と名目で再開発事業促進する理由は既に破綻しているのではないのでしょうか。取手市は、区画整理事業はじめ、再開発事業は取手市の活性化の起爆剤として大きな役割があると繰り返してきました。中でもA街区再開発ビル内の公共施設導入は、町の顔であるA街区における駅周辺地区のにぎわい創出、まちの活性化を図りたい。それは取手駅前だけでなく、駅周辺地区全体のにぎわいを波及させ、まちの活性化を図るというものです。そこには、区画整理事業が間もなく終息を迎えようとする中で、事業区域内に戻る商店などほとんどなく撤退し、衰退してきた駅前の実情に、区画整理事業の施行者としての反省もありません。取手全体の活性化は、駅前一極集中でなく、若者世代・子育て世代が増え、高齢者も全ての市民が安心して住み続けられる政策の充実こそ求められています。駅前だけが活性化することはなりません——するとはなりません。駅土地区画整理事業整備の延伸と事業費膨張、さらにはA街区の再開発事業は、総事業費の58%にも及ぶ税金投入、今後市民負担は増大し、市民生活が脅かされるのは明らかです。駅前交通広場への税金投入の縮減、A街区の再開発事業計画は取手市は撤退することを申し上げまして、反対といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。賛成討論の方。

落合信太郎君。

〔14番 落合信太郎君登壇〕

○14番（落合信太郎君） 議案第30号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の賛成討論を行います。いよいよ今年の6月、新しい駅前交通広場が開通される予定であります。また、A街区の使用収益開始に向けた造成工事なども行われます。

2021年以降の世界的なエネルギー価格や原材料費の品薄・高騰などの影響によるかつて経験のない厳しい状況下での前進であります。今定例会冒頭の全員協議会にて、取手駅西口駅前に図書館を核とした複合施設の整備を目指すとの未来予想図が示されました。市にとって重要な交通結節点である駅前市の顔であり、持続可能な都市空間づくりは、市全体にその活力を及ぼせるものと大いに期待するものであります。ともあれ、快適で住みやすい都市の実現に向けて、一步一步着実に推進されておりますことを評価をし、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対討論の方。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、議案第31号、32号、33号について、反対討論を行います。まず初めに、議案第31号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。先ほど議案第13号で述べましたように、18歳以下の均等割100%減免措置など含まれる予算ではありますけれども、今なお約40億円もの基金があり、加入者還元にするべきであるということを、私たちが常々申し上げてまいりました。残念ながらいまだ示されていない、この点を指摘して反対をいたします。

続いて、議案第32号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論です。まず3点あります。1点目は、2割負担の導入、2点目に保険料の値上げ、そして3点目には、保険証廃止とマイナ保険証の押しつけなど、この3つの制度改悪が後期高齢者の皆さんに負担を強いていることを指摘して反対といたします。

そして、議案第33号、令和6年度取手市介護保険特別会計予算についての反対討論です。やはり同じように、先ほどの議案第7号から11号におきまして反対の立場で問題提起をしたように、まず保険料の値上げがこの予算の中に含まれていること、そしてほかでもない、介護保険制度が改定され、この令和6年度予算に入っております。事業所では、また見直しかと、負担となることは否めません。当市は特にケアマネジャーの人材不足が問題になっているものの、いまだ具体的な対策が示されないこともあり、反対討論として指摘をしておきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。

染谷和博君。

[19番 染谷和博君登壇]

○19番（染谷和博君） 染谷和博でございます。私が出れば何だかすぐ分かると思うんですが、賛成討論させていただきます。議案第34号、令和6年度取手市競輪事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。2023年の競輪売上げは引き続き好調で、2022年が1兆785億8,116万4,900円で、2023年が1兆1,446億1,095万2,600円です。12月28日から30日に行われたグランプリシリーズも、3日間の売上げが目標135億円に対し140億9,563万4,200円と、目標をオーバーする売上げです。車券の売上げ好調の要因は、ネットでの売上げが大きく、民間サイトを使ってる人が多くを占めています。もちろん本

場に来ていただき車券を買ってもらうのが一番ですが、最近の競輪ファンの多くは、スマートフォンで投票からレース観戦、払戻しまでを完結させています。令和5年度の取手市への繰出金は6,000万円で、昭和32年から累計で118億8,092万5,000円となっています。委員会での答弁にもあったように、楽天ケイドリームスバンク取手は県内唯一の自転車競技施設であり、取手市にとって大きな財源を生み出す施設です。地域との共存を目的に、施設の無料開放や子ども自転車乗り方教室、周辺のクリーン作戦を行っています。今年度は改築中で運動場・体育館などが使用できない時期の取手市立白山小学校の児童に競輪場を体育の授業場所として提供しています。授業の一環としてマラソン大会もバンクで行い、保護者の方々が観覧席で応援することができ非常に喜ばれました。競輪場には児童からお礼の手紙・色紙が届いています。また、中学校、取手市、守谷市の社会体験授業の一環としても職場体験も行われました。競輪場はいろいろな人が働いています。清掃やお客様の案内など、2日間でいろいろな職種を体験しています。また、サイクル——サイクルアートフェスティバル、取手一高自転車競技の練習場所、消防団の消防ポンプ操法競技大会の訓練会場、とりで利根川大花火の臨時駐車場、災害時の避難場所——様々な形で施設の活用を行っております。東日本大震災の際は、取手競輪場選手宿舎は、取手市が災害相互協定を——応援協定を結んでいる南相馬市から避難者を受入れ、ピーク時には54世帯171人が市内に避難していました。公益財団法人JKAは競輪・オートレースの売上金の一部で社会的課題の解消に取り組む活動をしています。また本日3月21日から24日まで、GⅡのウィナーズカップが開催されております。これ大変大きなレースで、競輪はグレードがありまして、グランプリを抜きますと、GⅠ、GⅡと2番目に大きなレースで、年間で4レースしか開催されません。それが取手市でございます。皆さん御存じではないと思いますが、古性・佐藤・清水・新山・深谷・眞杉・松浦・脇本 (OK)——全然知らないですね——SS選手8人が出場します。残念ながら山口選手が病気で欠場ということなんですけども、すばらしいレースが見られると思いますので、ぜひとも市長は行かれると思いますけども、私も最終日には行ってレースを観戦したいと思います。興味のある皆さん、買わなくて結構です。行くと迫力あるレースが見られますので、それで競輪ファンになる可能性がありますので、ぜひ反対の方、見に行っていたきたいな……

〔笑う者あり〕

○19番（染谷和博君） （続）というように思っております。競輪事業はスポーツの発展、社会的貢献の意義、そして税収の面からも取手市に必要な施設であることを述べ、賛成の討論いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第34号、令和6年度取手市競輪事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。公営ギャンブルである競輪事業に反対をいたします。今、染谷議員のほうから、施設の利活用、そしてスポーツとしての自転車競技のすばらしさを討論いただいたところなんですけれども、私は競輪事業の振興は、

ギャンブル依存症の被害者を生んでいるおそれがあると考えております。経済効果だけではなく、負の側面についてもしっかり目を向け調査検討すべきと考えます。今般インターネット投票による車券売上げが主であり、他の公営ギャンブルと同様に、人生経験の浅い若年層が簡単に気軽に車券を購入することが可能であり、ここにも問題があると考えております。よって、令和6年度取手市競輪事業特別会計予算に反対いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。——反対討論の方。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。議案第34号、令和6年度競輪事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。予算額が21億3,377万5,000円となっております。コロナの社会状況の中、ここ数年では競輪場内で車券を買うよりも、先ほどから出ております全国規模でのネットでの車券購入が増加しております。そのため、直接の競輪場への来場者、減少しております。それに比例して、——失礼しました、競輪場周辺の治安悪化や迷惑行為、こういったものも減少しております。さらに、ガールズ競輪やタイヤアップフェスティバルなどを実施し、競輪へのイメージアップが図られてきており、競輪への見方も住民の方、こういったことがやはり変化してきている、こういった事実は確かにあります。しかし、こういったことは競輪の負の部分、これが見えにくくなっているとも考えられます。染谷議員からもありました、いろんないい面、これがあるのは確かでございます。しかしながら、競輪事業については、やはり刑法で禁止されている賭博を、自転車競技法で戦後復興策として時限的に認められた公営ギャンブル事業であり、ギャンブルとしての負の側面、これがやはり持ち合わせていると考えております。取手市は、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」とし、市民が思いやりを持って暮らし、住んでいる人にも訪れる人にも優しいまちづくりを目指すと、将来都市像を掲げております。まちづくりの基本方針の観点に立てば、この公営ギャンブルである競輪事業、これが健やかで安らぎとぬくもりを与えるものになっているのか。それから、未来を担う子どもたちや若者に豊かな心を育むものとなっているのか。芸術やアートのある魅力の創造と相入れるものとなっているのか。取手市は、競輪事業を今こそ見直して、取手市の中心市街地に位置する10ヘクタールもの立地要件、これを生かして、市民の誰もが利用できる文化・芸術・健康・スポーツ・福祉など施設への利用転換、一部なされていると思っておりますけども、さらにこれを広げて、取手市の魅力の一つとするシティプロモーションを掲げて、収益事業としての公営ギャンブルによる存在理由と比べることのできない地域経済、それから取手市全体の活力、健康的な文化・スポーツの発展に大きく貢献できるもの、これを今後創造していくべきではないかと私たちは考えております。競輪事業はギャンブルである以上、現在は黒字であっても、やはり収入は水ものであります。その収益を財源の当てにすることは、やはり健全な財政運営にはならないと。それから先ほど申し上げたとおり、まちづくりの観点に立ってみても、やはり本市のまちづくりの基本方針、これとは相入れないものであると私たちは考えております。以上の2点のことから反対とさせていただきます。以上の反対討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第30号から議案第35号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第30号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号、令和6年度取手市介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号、令和6年度取手市競輪事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第34

号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 35 号、令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 37 号 取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 10、議案第 37 号、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） 議案第 37 号、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、現行 1 人としている副市長の定数を 2 人以内に改めることにより、本市が取り組むべき行政課題や社会情勢の変化等の状況に応じ、複数人の副市長を選任することができるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。以上、提案理由を説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸裕美子さん。

[8 番 根岸裕美子君登壇]

○8 番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第 37 号、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。副市長を 2 人にするための明確な理由や目標が必要だと考えておりますので、確認させていただきます。まず、これまで副市長 1 人では業務に支障を来す、または、為すことが難しいことはあったかどうか、お伺いします。

[8 番 根岸裕美子君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

[総務部長 鈴木文江君登壇]

○総務部長（鈴木文江君） それでは、根岸議員の御質疑に答弁させていただきたいと思っております。副市長 1 人でこれまで業務に支障を来すことがあったか、という御質疑ですが、支障を来す、来さないということではなく、取手市として取り組むべき行政課題や社会情勢の変化等の状況に的確に対応していくため、副市長の登用を弾力的に行うことができる体制を整備させていただきたいと考えております。市が進めてきたまちづくりをしっかりと

と継承して前に進めていくとともに、次世代を担う人々が夢と希望を持てる地域社会を構築するため、新たな施策にも積極的にチャレンジし続ける行政運営を進めていきたいと考え、このような形で条例の改正の提出をさせていただきました。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 2人体制にするメリットをもう少し、詳細をお聞かせいただきたいんですけども、2人体制にどんなメリットを想定しているか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。2人体制にどんなメリットを想定しているかという御質疑です。まず1人は、これまで同様に、市行政全般の事務の総括責任者としての役割を担っていただき、もう1人につきましては、市の推し進めていかなければならない重点施策を特命事項として担っていただくことで、より弾力・迅速に進めていくことができるかと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 例えば、男性1人、女性1人などの想定はございますか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 先ほども御答弁させていただいたんですが、副市長の複数制につきましては、市の施策を強力・迅速に推進していくための体制強化が目的でありまして、性別を意識して、また優先してといった視点で人選を進めるものではないと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） この後、補正予算の提案があることは、既に人選もされているということだと思います。明確なビジョンがあり、それを実現するためにふさわしい方を人選したという理解でよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 根岸さん、今の質疑はまた改めてください。

根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、中村市長のビジョンがとりで未来創造プラン2024で示されました。これを具現化するために、今後、2人体制でいきたいというお考えなわけですね。先ほど業務分担について少し御答弁があったと思いますが、もう少し詳細を教えてくださいませんか。

○議長（岩澤 信君） 先ほど、2人についての詳細は御答弁あったと思うんですが、その答弁ではなくということですか。——もう一度……。

○8番（根岸裕美子君） 明確な目標設定はございますか。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） 御答弁を申し上げます。今、総務部長からもありましたとおり、1名には事務の総括として、そしてもう1名は、あくまでも特命事項を進めていただくための複数体制ということを考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） その特命事項ということに関しては、いかが——答弁していただけるものなのでしょうか……。

○議長（岩澤 信君） 特命事項についての詳細ということですか。

○8番（根岸裕美子君） はい。

○議長（岩澤 信君） 答弁よろしいですか。

総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） この時点では申し訳ありません、詳細については申し上げられないのですが、やはり先ほどから申し上げてるとおり、とりで未来創造プラン2024がいよいよ令和6年度からスタートします。その中で本当に重点的に掲げられている事項、これから喫緊の課題として掲げているもの、そういったものをより一層進めていくために、そういったことを中心的に担っていただく方、そういった構想であります。以上です。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） ちょっとお聞き苦しい声ですが、すみません。議案第37号についての質疑なんですけど、今、根岸議員の質疑の中で、それに対する執行部の答弁というのはあまりにも漠然とした内容で、なぜ今いる1人の副市長が——今はいない——いないけれども、条例——定数条例には1名とありますね。それを2名以内にするという内容なんですけど、いま一つ——そこをなぜ2人にするのか、明らかに私は受け止めておりません。それで、さっきから言われておりますが、本市が取り組むべき行政課題や社会情勢の変化などに的確に対応していくためと、このようにおっしゃられましたけれども、具体的にどういうことをお考えなのか。それについて、もっと丁寧にお答えください。

〔24番 加増充子君質疑席に着席〕

○24番（加増充子君） 弾力性というのが分からないんです。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 繰り返しの答弁になってしまって申し訳ないのでございますが、先ほど根岸議員のほうからの御質疑にあったとおり返らせていただきますと、市が進めてくる、このまちづくり、しっかりと継承して前へ進めていかなければいけません。そういった様々な取り組むべき行政課題、社会情勢の変化の状況に的確に対応していくため、副市長の登用を弾力的に行うことをできる体制を整備させていただくための条例改正をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今現在、副市長は存在されておられません。その上で今度は2名にするよという——以内にするというのは、あまりにも唐突過ぎな——的な、私は条例提案かなと思ってるんですね。空白の時期もありました、これまでそのまま長い間ありましたけれども、この1名から2名にするということをうたっておりますけれども、1人で

は——明らかに今度副市長を選任して1人にした場合、それではこの行政運営はできない、ということなんですか。

○議長（岩澤 信君） 加増議員。答弁が多分重なると思いますので、質疑内容を変えてください。

○24番（加増充子君） ですから、先ほどから言われている、的確に——いろいろな情勢の変化等に的確に対応すると言いますけれども、これまで重点項目が出されました、予算の説明の中でね。だけれども、これまで——例えば子育て支援の問題とか、学校給食の問題とかいろいろ山積した問題がある中で、そういうことをこれから含めて検討していくという考えの下で、さらに副市長を2人にしていくという、今やる重点項目が出されていましたが、それ以上のことも含めて考えている、という考えなんですか。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。まず、今回のこの条例改正につきましては、現行、副市長1人以内としているものを——1人としているものを2名以内という形で——それを状況により2人登用できる体制を整備するための定数条例の改正ということですので、そちらのほう御理解いただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） だから、2人体制にするということが、あまりにも内容が分からないので伺ってるんですが——これ繰り返しになりますからいいです。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

遠山智恵子さん。

〔「同じことやらないでね」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

〔「すごいプレッシャー」と呼ぶ者あり〕

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 本音の遠山だからね。日本共産党、遠山智恵子です。私たちにとっては唐突だったんですよ。何か前もって聞いている方もいらっしゃったようなんですが、余りにも、ちょっと唐突過ぎて、正直面食らっております。今、1人いて——副市長がいて、いるんだったらまだ、さらにこうしたいんだって、何か勢いをつけて取手市政を動かすんだなって、何かこう見てとれるような、受け取れるかなと思うんですけど、今ちょっとここ半年ぐらいでしたっけ、いなかったじゃないですか。中村市長、手腕発揮でやってんのかなと思っていたら、何で突然、余りにも突然過ぎるんで、その辺が私たちちょっと面食らっております、正直。いつ頃の——いつ頃時代——いつ頃からこの2人にしてこうしようと考えたのか、ちょっとその1点だけ、聞かせていただきたいと思います。納得いかない。

〔23番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 遠山議員の御質疑に答弁させていただきます。いつ頃からと

いうことですね。中村市長になりまして——4月26日就任されまして以降、10月の末には既に副市長のほうで退任されるということが——申し訳ありません、4月27日に、失礼しました——されて以降、市長の中では——中村市長の中では、2人体制でより一層——今のこの行政運営、様々な施策を一層進めていこうという強い気持ちがありました。そういった調整をしていく中で、2人体制にしていきたいなという、頭からビジョンは持ってらっしゃいました。最終的にいろんな様々な調整——人選も含めてですけども、様々な調整をさせていただく中で、やっと調整がついたのが2月の末ぐらいになってまいります。そのときに、今、条例上は1人という副市長の定数条例、こちらのほうをより一層やっぱりこの施策を進めていくために2人体制とする、ちゃんとそのようなビジョンも持っていたらっしゃって、そういった調整がついてきたということで、今回の定数条例の改正に至ったわけでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 1人は置くというふうに私たちもみんな承知して、いつ新しい副市長が見えるのかなというふうに待ち望んでいたんですよ、私自身。1人でさえも正直——言葉、適切かどうか——見つからなかったのに、配置というか——選定できなかったんだらうなと思っているんですよ。それが突然2人なら——2人なら見つかったというか、充てられるということなんですか。ごめん。

〔発言する者あり〕

○23番（遠山智恵子君） 不思議でならない。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。今、総務部長のほうからも、その2人体制というものについては、前副市長が退任されたときの時点——以降ですね、そのような市長はお考えを持っておりまして——ビジョンを持っておりまして。そういった中で2人体制とする上で、どのような方をこの2人体制に置くことがより取手市を進めて——市政を進めていくに当たってよろしいのかというところの人選を進めていたということです。ですから、あくまでも2人体制に合った人選を進めると——進めてきたということです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山議員、これは2名にするというところですので、その人選についてということではございませんので、質疑を改めてください。

○23番（遠山智恵子君） いや——じゃあ、もういいでしょう。はい、討論でやります。

〔「賛成しないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。ただいまの議案第 37 号、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。あまりにも唐突だったというのが、私たち共産党の中では、そのように受け止めております。提案理由に、副市長の登用を弾力的に行うことができる体制を整備し、本市が取り組むべき行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくための条例の一部改正をすとあります。そのような説明ありました。地方自治法は 161 条で、市町村の副市長の定数は条例で定めるとしております。条例で置かないことができるということも、もちろんうたってあります。現在の取手市副市長定数条例は、1 名の副市長を置くことになっていると思いますが、条例を定めれば副市長を置かないこともできるわけです。条例改正をすることもなく、副市長、この間不在のときもありました。行政運営や社会情勢の変化に的確に対応することも、十分な新年度予算の編成も行ってたと。今定例会に提起されて——提案されております。そのように着々と仕事は進められたかな——とっております。今度は一転、突然 2 人の副市長提案に実は驚いているわけなんです。現在の定数 1 の条例は、取手・藤代合併の 2 年後、2007 年施行となっておりますが、それから人口も減少し、実に 17 年後の今になって副市長が 2 名必要なのか、納得できる十分な説明とは、私は理解しがたかった次第です。今、取手市に必要なのは、災害が多発する中での消防職員と防災専門職員の増員、また多忙な教育・保育所現場の職員不足。——職員不足では、るる挙げられます、切りがないくらいあります。そうした職員不足の解消を図ることこそ求められているのではないのでしょうか。よって、副市長増員の定数条例には反対をさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。

金澤克仁君。

〔16 番 金澤克仁君登壇〕

○16 番（金澤克仁君） 金澤でございます。議案第 37 号、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。今回の条例改正は、今までと違い、副市長を 2 人以内とすることができるというような条例改正でございます。先ほど総務部長の説明でもありました、これから取手市には大きな課題というか政策——重要な政策が幾つもございます。そういった市長が本当に先頭に掲げている政策を強力に推進するために、そういったものを特命として担っていただけるような副市長がもし来てくれるのであれば、そういった副市長を人選していただいて、2 人体制にできるようにしていくべきことは、取手市の未来にとって非常に重要だと思ひまして、この議案に賛成とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に反対討論の方——賛成討論。

山野井 隆君。

[18番 山野井 隆君登壇]

○18番(山野井 隆君) 国民民主党、会派みらい・維新・国民の会、山野井 隆でございます。議案第37号、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。恐らくこの市長業、非常に多忙であります。恐らく国会議員なんかでもよく海外との比較の話になるんですけども、市長の公設秘書の数が3人、アメリカの上院議員とか10人を超える秘書がいると。プレイングマネージャーですから、様々な行事に出たり、そしてまた政策についても常に考えていかなきゃいけない中で、この間、副市長不在で進めてこられた。逆に私はサポーターがいない状態で市長自らいろいろ考えて、なおかつ、その時間を——膨大な時間を処理して、本当に取手市のために集中して政策を考える時間があるのだろうか、逆に私は心配していました。ただ、無駄遣いだという視点が当然あるんですけども、この1人増やすことによって、これから補正予算という形になって人件費が——その分の支出行為が行われるわけでありまして。例えば、議員定数を減らしたときに、メリットとしては、無駄遣いというところを、どうしても話の中心に来るんですけども。当時43人議員が取手市にいました。定数削減で28人になったときに、例えば1億3,000万円、1年間支出が行われなくなったということを考えてほうがいいと思うんですね。経済活動も当然行われるんですね。いろんなところに、いろいろな意見を聞いたり、本当に市長1人では、私は厳しいんじゃないかなと思っておりました。いろんな理由で中村市長が政策に没頭していただくためにも、人員の強化、私は必要だと思って賛成いたします。

○議長(岩澤 信君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩澤 信君) 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。反対討論、賛成討論。

細谷典男君。

[17番 細谷典男君登壇]

○17番(細谷典男君) 細谷でございます。第1回目で討論された遠山議員の反対討論に、反対でございます。遠山議員は、何しろ突然だったということと、あとほかの部門でも人手がたくさん必要なところもあるのに、ここに増やすのが反対だという2つだったと思うんですけども、先輩議員に大変失礼なんですけども、2つとも的外れなことではないかと思えます。

○23番(遠山智恵子君) 失礼だな。

[笑う者あり]

○17番(細谷典男君) やはり議会での物事の決め方は、十分根回しをしてやっていく場合もあるし、やはり一対一、真剣勝負で突然提案すると。その突然に議会が受け止められるか、られないかが力量なもので、両方の決め方があるというように思うんです。その流れに、力量についていけなくちゃいけないと、議会も。ぜひその辺、申し上げておきたいと思えます。

もう一つ、人事については、これは大きな責任を持った市長がどう運営していくのか、

全て市長の双肩にかかっているんです。ですから、この人事について外野があまり言うことは適切じゃない。これは副市長を2人置いて、例えばこれが失敗したとなれば、それは市長が責任を負うんです。その責任を持った上で、何としてもやり遂げたい事業があるからということでこういう提案になってるわけで、この点については、市長の専権事項というように受け止めておりますので、遠山議員の討論には反対をいたしたいと思います。

○23 番（遠山智恵子君） ちょっとね、的外れなんて……。

○17 番（細谷典男君） もう一回いくよ、そしたら。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） ただいまの細谷議員に対し、反論の討論はありますか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。ただいまの、私の反対討論に対して反対の意見を述べられた細谷議員に対して、さらに反論したいと思っております。何を言われようと、どうぞどうぞ、受けて立ちますよということで私おりますけれども…

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）今こういう経済情勢の中で、いろいろな重大な課題あるというのは承知してますよ。中村市長がこども政策室を立ち上げるとか——国の動きを受けてのことでもあるなと私は思っているんですけども、取手市政、取手市民にとってどうあるべきか——どうなるかというところはしっかり注視していきたいと思っております。やっぱり一番今——この後、補正予算が審議されるということにはなっていませんけど——もう既に私たちは手にしてしますので、それ見ますと約1,500万円、家賃借上料まで入ってますよね。その辺を……

○17 番（細谷典男君） 私の討論に関して意見をどうぞ。

○23 番（遠山智恵子君） （続）その辺を受け止めると、もっと適材適所また有資格者、さらに職員を——そういう意味では職員のマンパワー——職員をその分配置するほうが私はもっと有効じゃないか、もの言える取手市政運営にはなっていると私は思っているんですけども……

○17 番（細谷典男君） 私に対する討論じゃないですよ。

○23 番（遠山智恵子君） （続）でも中村市長に言いたいよ。そういう市政運営にしてるよねということを言いたいんですけど……

○議長（岩澤 信君） 細谷議員への反論でお願いします。

○23 番（遠山智恵子君） （続）そういう意味で、職員の方がやっぱりアイデアだったり、こうあるべきだ、あと補助金をいろいろ見つけたりとか——それは既にやっているところもありますけれども。そういったことで、やっぱり取手市の職員の方たちが——その財源は充てて……

○17 番（細谷典男君） 討論した内容について討論をお願いします。

○23 番（遠山智恵子君） （続）職員を増やし、そこで議論をしながら、自由闊達な行

政運営していくのが私は一番のベターだと思っています。その中心に中村市長が居座って
いれば、それはいいわけで、もっと物言える……

○議長（岩澤 信君） 遠山議員——遠山議員。

○23 番（遠山智恵子君） （続）市政運営にしていればと、解決すると思っています。
ます。

○議長（岩澤 信君） 遠山議員に申し上げます。

○23 番（遠山智恵子君） （続）終わり。一応終わった。

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） 途中で言うからさ。思っています。

○議長（岩澤 信君） 反論でお願いいたします。

○23 番（遠山智恵子君） 反論になってない……。

〔「なってないよ」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） うーん、だから、私はもっとマンパワー……

○議長（岩澤 信君） 2 回目の討論を……。

○23 番（遠山智恵子君） （続）職員に充てるべきだということです。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで2 回目の討論を終わります。

それでは、3 回目の討論を行います。討論ありませんか。

細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 細谷でございます。遠山議員、本当に先輩議員なんですけども、
2 回目の討論を聞かせていただきました。私は遠山議員の発言した内容、大きな2 つの論
点について反論したんです。この反論したことについて、遠山議員がそうじゃないよと言
うんだったら、そういう討論が欲しかったんです。取手市議会3 回まで討論できると、こ
ういう制度にして、そしてランキングもどんどん上位に議会改革上がってきたんですけど
も、こういう討論をしては、やはりランクが下がっちゃうんじゃないかと。いわゆる
議論を深めるということで3 回目の討論になったわけなんです。私は的外れだと言いま
したけども、遠山議員の2 回目の討論も、私の討論に対して的外れの答弁だったというよ
うに申し上げておきたいと思います。

〔「反論の討論は」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 反論の討論はございませんか。

○23 番（遠山智恵子君） しません。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

○23 番（遠山智恵子君） 受け入れます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで3 回目の討論を終わります。以上で、
討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 37 号、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 11 議案第 38 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 11、議案第 38 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 議案第 38 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,589 万 4,000 円を増額し、予算総額を 428 億 5,589 万 4,000 円とするものであります。今回の補正予算は、市が取り組むべき行政課題や社会情勢の変化などへの対応力を高めるため、副市長を 2 名選任することに伴い、必要な経費を計上するものであります。以上、議案第 38 号につきまして提案理由をご説明申し上げました。詳細につきましては、御手元の議案書を御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。議案第 38 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）について質疑をいたします。1,500 万円を投入するだけの具体的な目標があるかどうか、お伺いします。

〔8 番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） では、根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。先ほども御質疑いただいた内容とかぶってしまうんですが、行政運営をさらに推し進めていくとともに、喫緊の行政課題を解決していくためには必要であるこの 1,500 万円の人件費ですが、必要である財政支出と考えております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 必要であることは私も理解をしております。その上で、実際、財政情勢は厳しい中、これだけの予算を使うわけですから、しっかりしたビジョンと目標がなければそこに到達するのは難しいのではないかと考えております。ですから、目標設定はないのかとお伺いしているわけです。もう一度お伺いします。目標設定はございますか。

○議長（岩澤 信君） 答弁がまた同じものになると思いますが、改めてでよろしいですか。——同じ内容の答弁になると思いますが。

○8番（根岸裕美子君） では、分かりました。私は長年の課題である藤代小学校の放課後子どもクラブのトイレ設置が喫緊の課題であると考えております。それを押して今回、副市長を1名追加するということなので、しっかりとその推移をしっかりと確認させていただきたいと思います。以上です。

○23番（遠山智恵子君） そういう条件でどこかでなかったんじゃないですか。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。
加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。1点だけお伺いします。1,589万4,000円の中に家屋借上料116万3,000円と入っておりますが、副市長の増員に伴い必要な経費としてここに計上されておりますが、家屋借上料が必要とされる方を副市長として考えて、このような予算計上になったのでしょうか。

〔24番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） ご答弁申し上げます。そういったことも想定しての予算計上となります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ということは、今想定でありますので、今後どのように人選されていくか分かりませんが、これは必要ない状況にもなるというお答えですよね。

〔「そう言ったよ」と呼ぶ者あり〕

○24番（加増充子君） そうですよ。分かりました。

○議長（岩澤 信君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。この補正予算の計上につきましては、副市長を2人体制にする上での1名増となる分の人件費そして借上料ということになります。この借上料につきましては、お二人目の副市長となる方について、その可能性を踏まえての、そういった借上げが必要となる——それを貸与することが必要となることも踏まえての予算計上ということになります。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ですから、先ほどの私の質疑の中で、必要となる人を想定したという予算でしょうかと伺ったんですが、どうなんですか、そうなんですよ。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 繰り返しになりますが、そういう方も含めて想定しての予算計上となります。

○24 番（加増充子君） これから考えるということですね。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 38 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 38 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 12 同意案第 3 号 取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第 12、同意案第 3 号、取手市教育委員会教育長の選任に関する同意についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 同意案第 3 号、取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について御説明を申し上げます。取手市教育委員会教育長の伊藤 哲氏が令和 6 年 3 月 31 日をもちまして教育長を辞職されます。そのため後任として、新たに石塚康英氏を教育長に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。御手元に配付しました経歴書のとおり、新たに選任する石塚氏は、長年教育現場や教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であると、人格が高潔で人望の厚い方です。以上、提案理由をご説明申し上げます。

した。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから同意案第3号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第3号、取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について、石塚康英氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第3号は、石塚康英氏の選任に同意することに決定しました。

日程第13 同意案第4号 取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第13、同意案第4号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 同意案第4号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意について、ご説明申し上げます。取手市教育委員会委員の小谷野守男氏が令和6年3月31日をもって退職されます。そのため、後任として新たに戸部明彦氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。御手元に配付いたしました経歴書のとおり、新たに選任する戸部氏は、長年教育現場や教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であります。以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

同意案第4号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意について、——もとい、これから同意案第4号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第4号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意について、戸部明彦氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第4号は、戸部明彦氏の選任に同意することに決定しました。

休憩いたします。

午後 2時27分休憩

午後 2時28分開議

○議長（岩澤 信君） 再開いたします。

ただいま市長より、議員全員協議会開催の依頼がございました。休憩し、14時45分から議員全員協議会を議場にて開催いたします。市議会ユーチューブサイトを御覧になっている皆様に申し上げます。本会議のライブ配信は一旦終了し、議員全員協議会の配信に切り替わります。議員全員協議会が閉会した後、本会議のライブ配信が再開となりますので御留意ください。

それでは、休憩いたします。

午後 2時28分休憩

午後 3時11分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

ここでお諮りします。ただいまの休憩中に、市長より、同意案第5号、取手市副市長の選任に関する同意についてが追加送付されました。これを緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第5号、取手市副市長

の選任に関する同意について、直ちに議題とすることに決定しました。

**追加日程 同意案第 5号 取手市副市長の選任に関する同意について
第 1**

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、同意案第5号、取手市副市長の選任に関する同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 同意案第5号、取手市副市長の選任に関する同意について、ご説明申し上げます。本市の副市長は、昨年10月23日に任期満了により吉田雅弘前副市長が退任された後、不在の期間が続いておりましたが、4月1日から新たに2名の副市長を選任いたしたく、同意案第5号は、これまで教育長として市政に貢献してこられた伊藤 哲氏を本市副市長として適任であると認め、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。これまで取手市が進めてきたまちづくりを継承し、しっかりと前へ進めていくとともに、次世代を担う人材が夢と希望を持てる地域社会を構築するためには、取手市の喫緊の課題である少子化対策や時代の潮流であるDXの推進など、新たな施策に積極的に挑戦する行政運営を展開していかなければなりません。伊藤氏の人柄につきましては、議員の皆さんも既に御承知のところではありますが、御手元に配付いたしました経歴書のとおり、長年、茨城県の教育行政に携わり、教育に関し高い識見を有する方であるとともに、本市教育長として通算9年にわたりこの手腕を発揮し、市政に大きく貢献してこられました。今後も副市長として、取手市の行政全般を統括し、幅広い視点からマネジメントを担っていただける方であります。以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、同意案第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論、遠山智恵子さん——賛成討論、遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党を代表して討論——賛成討論をします。おお。——今、ほんのちょっとの休憩時間だったんですけれども、突然の——私たちからすれば唐突の案件だったんです、実は。それも先ほど言いましたけれども。ただ、それにしても取手市政運営がさらに活気づいて、職員の皆さんも大いに御自分の考えなどしっかり積極的に、市長やそしてこれから選ばれようとしている副市長に対しても提言したり、伊藤氏は本当に人の話を聴くという点では、そこは承知しています——私ども、本当。ただ、前回、教育長就任に当たっての議決されたとき、私たちは反対をしました。それまで教育問題で、学校給食、何もやらないじゃないかというようなことも理由に挙げながら。今回はこの議会でも私も取り上げてきましたけど、子どもクラブの運営の在り方とか等々、しっかりこの議場で私たち一緒にこのフロアの中で審議している中で、十分理解している方だと思っております。そういう意味では、ここで私たちは先ほど反対をしましたが、この予算をもっと——職員、むしろ増員に充てるべきじゃ——そちらに回したほうがいいんじゃないかということも述べて反対をしたんですけれども、こういう案件であれば、あえて取手市行政運営がより活発に、そして職員の皆さんもより積極的に、繰り返しますけれども、そこに期待をして、むしろ重責を受け止めていただきたいということで、私たちしっかり——議員みんなで注視していきましょうということもあえて皆さんに訴えて、呼びかけておきたいと思います。腹をくくっての賛成をしますので、そこは皆さん……

○16 番（金澤克仁君） 補正予算反対しているんだよ。

○23 番（遠山智恵子君） そうですよ。それで、「あえて」なんですよ。

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） あえて……

〔「おかしいよね、でもね」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）反対したほうがいい——いや退席しようかということも、私たち正直言って考えたんですけれども、そこは積極的に取手市行政運営に期待して。私たちも一緒に考え意見を述べさせていただきながら盛り上げていこう、その思いを——私たち新人議員も2人いますので、その思いもしっかり私たちも受け止めて、今回賛成しようということになりました。しっかり受け止めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから同意案第5号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第5号、取手市副市長の選任に関する同意について、伊藤 哲氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第5

号は、伊藤 哲氏の選任に同意することに決定しました。

続いて、お諮りします。先ほどの休憩中に市長より、同意案第6号、取手市副市長の選任に関する同意についてが追加送付されました。日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第6号、取手市副市長の選任に関する同意について、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 同意案第 6号 取手市副市長の選任に関する同意について 第 2

○議長（岩澤 信君） 追加日程第2、同意案第6号、取手市副市長の選任に関する同意についてを議題といたします。説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 同意案第6号、取手市副市長の選任に関する同意についてご説明申し上げます。同意案第6号は、国土交通省職員の黒澤伸行氏を本市の副市長として適任であると認め、4月1日から新たに選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。これからの取手市は、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」を将来都市像として、快適に住みやすい都市の現実や大切な日常が守られる環境整備に向けて、取手駅西口A街区における再開発事業や桑原地区における新市街地の創出という未来への投資、雨水排水対策事業による防災力の向上といった重点事業を着実に進めていかなければなりません。そのためにも、ぜひとも国交省から、これらの分野に精通した豊富な知識・経験を持つ優秀な人材をお迎えし、取手市のまちづくりのために力をお貸しいただくとともに、国と連携を強化していきたいという思いを以前から持っておりました。ふさわしい人材がいれば、ぜひ派遣に御検討いただきたいということで、国交省にはお願いを続けてきたところでもありますが、このたび地方自治体のまちづくりに豊富な経験をお持ちである黒澤氏を取手市副市長として推薦するというお話をいただきました。黒澤氏の経歴は、御手元に配付しました経歴書のとおりですが、平成5年に建設省、現在の国土交通省に入省後、国土計画局大都市圏計画課専門調査官、内閣府沖縄総合事務局開発建設部公園・まちづくり調整官などを歴任されました。地方自治体の行政運営にも見識が深く、国交省からの派遣先である宜野湾市では理事兼建設部長、そして現在は滋賀県土木交通部で技監として滋賀県の都市計画基本方針の策定を担当されるなど、都市計画、市街地整備、道路・公園整備、交通政策などの幅広い分野で豊富な経験をお持ちでございます。また、もともと茨城県の御出身で、国営ひたち海浜公園事務所長を務められるなど、茨城県に縁が深く、人柄の印象は非常に穏やかで、かつ謙虚で、職員が業務において判断に迷ったときには、身近な立場で相談に乗り、的確なアドバイスをいただける頼りがいがある存在になっていただけたらと考えています。黒澤氏と先ほど第

5号により御同意を賜りました伊藤氏の両名のお力を得て、取手市の限りない可能性と魅力を引き出しながら、市民の皆様が健康で幸せに暮らせる「住み続けるほど好きになる街」を築いていく挑戦のために、盤石の体制を整えたいと考えています。以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、同意案第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから同意案第6号を採決いたします。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第6号、取手市副市長の選任に関する同意について、黒澤伸行氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第6号は、黒澤伸行氏の選任に同意することに決定しました。

日程に戻ります。

日程第14 意見書案 政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求め 第 1 号 する意見書について

○議長（岩澤 信君） 日程第14、意見書案第1号、政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党の本田和成でございます。まず、この意見書を御手元に配付されていると思っておりますけれども、これを朗読させていただきたいと思っております。

政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書

自由民主党の派閥が、政治資金パーティーの収入の一部を収支報告書に記載していなかった問題について、政治資金規正法違反の疑いが強く指摘されています。

政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支を公開し、公明・公正な政治活動の確保、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とし、国民に対し政治資金の収支の状況を明らかにすることを本旨としています。今般の件は、同法に抵触する疑いがあり、政治への国民の信頼を著しく損ねる行為です。

こうした国民の疑惑を解消するため、2月29日及び3月1日に衆議院政治倫理審査会が開かれましたが、いずれの議員も「会計処理に関与していない。全て事務方に任せていた」と答え、自身の政治団体の不記載も秘書らに任せており「認識していなかった」などの答弁を繰り返す、政治資金パーティーの収入の一部が議員個人に還流するようになった経緯も含めて明らかにならず、疑惑解明には全くつながっていません。

以上のことから、国会において、高まる国民の政治不信を払拭するため、今回の疑惑の全容が徹底解明されるよう、下記の事項を実行するよう強く求めます。

記

- 1 疑惑のある議員全員の参考人招致、更に証人喚問を行うこと。
- 2 秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法の改正案を今国会で成立させること。

この提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣としております。

皆さんも御存じのとおり、3月14日、参議院でも政治倫理審査会が行われました。ここでもやはり同じように、「記憶がない」「分からない」「知らなかった」というような答弁がされております。やはり、当この取手市議会においても市民の皆さんに姿勢をしっかりと示すためにも、この意見書提出を皆さんと一緒に提出をしていきたいと考えております。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第1号、政治資金規正法違反に係る疑惑を解明し、法改正を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

○議長（岩澤 信君） 日程第15、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を議題といたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から所管事項調査及び所管事務調査の件について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告したいとの申出があります。

中間報告を求めます。

まず、議会運営委員長、赤羽直一君。

[議会運営委員長 赤羽直一君登壇]

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽でございます。3月19日に議会運営委員会を開催し、市民との令和5年度第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会の所管事項について審議をさせていただきました。詳細につきましては、皆様の御手元のタブレットに掲載させていただきました内容でございますので、御一読ください。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 次に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会委員長の鈴木です。当委員会の中間報告といたしまして、サイドブックに掲載してあります。こちらを御一読いただくよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

[福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇]

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会委員長の久保田真澄です。中間報告につきましては、サイドブックに掲載したとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

[建設経済常任委員長 海東一弘君登壇]

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会の海東でございます。当委員会の中間報告につきましては、サイドブックに登載したとおりです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を終わります。

以上で、今定例会に付議されました日程は全て終了しました。

これで、令和6年第1回取手市議会定例会を閉会します。

午後 3時37分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____